

## **【事案Ⅱ-15】通院共済金請求**

・平成28年1月14日 和解成立

### **<事案の概要>**

申立人は、駐車場で自車を停車し、車内にて休んでいたところ、隣に駐車した車がドアを開け、そのドアが自車に勢いよく衝突し、左手をついて起き上がろうとした時に負傷をして通院をしたため、交通災害通院共済金を請求した。これに対して、被申立人は「運行中の交通機関に搭乗している状態および交通事故の範囲には該当しない」と判断したことから、交通災害通院共済金を支払われないことを不服として、申立てに及んだもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は、交通事故の場合の通院共済金額から、既払いの交通事故以外の不慮の事故の場合の通院共済金額を差し引いた金額を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成26年12月に交通事故にあったが、警察署、病院、交通事故の相手保険会社がいずれも交通事故であると認定しているにもかかわらず、被申立人は交通事故以外の不慮の事故として取り扱いをし、申立人の主張を受け入れない。
- (2) 被申立人は、本件事故を交通事故と認め、交通災害通院共済金額から、既払額を差し引いた額を申立人に支払うべきである。

### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人は、事故発生時に自車を駐車しシートを倒して横たわっており、また、相手車も駐車しドアを開けている状況から、両車両ともに「車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること」にあたる「駐車中」となり、「運行中」に該当しないことが明白である。
- (2) したがって、交通災害通院共済金を支払うことはできず、交通事故以外の不慮の事故として災害通院共済金を申立人に支払った。
- (3) 被申立人としても、診断書上「交通事故により負傷」等の記載を受けていることは確認しているが、医師等から交通事故によるものと判断された場合であっても、約款・事業規約に規定する交通事故の定義に該当しない限り交通災害通院共済金を支払うことはできない。

### **<裁定の概要>**

交通事故を直接の原因とした負傷であることの被申立人側の反証材料が不足している一方、申立人側の主張内容も因果関係を裏付けるには不十分と判断されたことから、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して申立金額の一部に相当する和解金を支払うことで解決を図る旨、両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。